

高砂市地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）に基づき、地域に居住する外国人（日本語を母語としない日本国籍を有する者を含む。）等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境整備のため、生活上必要となる日本語を学ぶことができる体制を整備することを目的とした事業に対し、高砂市地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 市は、高砂市国際交流協会が行う地域日本語教育に係る次に掲げる事項を実施する事業（以下「対象事業」という。）に対して、補助金を交付する。

- (1) 地域日本語教育コーディネーターの配置
- (2) 地域調整会議の実施
- (3) 「生活者としての外国人」に対する日本語教室の実施
- (4) 日本語教育に従事する人材に対する支援
- (5) 「生活者としての外国人」のための日本語教育を行う地域の教室に係る運営団体に対する事業委託
- (6) 地域における日本語教育に付随して実施される地域の人々との交流活動や文化理解のための取組

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、対象事業に要する経費の額の範囲内において、市長が定める額とする。

(補助金の交付手続)

第4条 補助金の交付手続については、この要綱に定めるもののほか、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）に定めるところによる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月18日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。